

「使用水量・料金等のお知らせ」票等広告掲載要項

1 趣旨

この要項は、吹田市水道部広告掲載要領（以下「要領」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、要領第2条に掲げる「使用水量・料金等のお知らせ」票（以下「検針票」という。）及び水道部広報誌「すいどうにゅーす」（以下「広報誌」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 広告の規格等

広告の媒体ごとの規格等は次のとおりとする。

(1) 検針票

- | | |
|---------|------------------------------------|
| ア 規 格 | 縦50mm × 横65mm |
| イ 刷 り 色 | 1色刷(色指定不可) |
| ウ 掲載位置 | 検針票の裏面で、吹田市水道部（以下「水道部」という。）が指定する位置 |
| エ 掲載期間 | 最初に掲載した日から6か月間(2か月に1回の配布) |
| オ 掲 載 料 | 178,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |

(2) 広報誌

- | | |
|---------|---|
| ア 規 格 | (ア) 縦45mm × 横180mm
(イ) 縦45mm × 横90mm |
| イ 刷 り 色 | フルカラー |
| ウ 掲載位置 | 原則として広報誌第4面の下部等の水道部が指定する位置 |
| エ 掲 載 料 | (広報誌発行1回につき)
(ア) 78,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
(縦45mm × 横180mm)
(イ) 39,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
(縦45mm × 横90mm) |

3 広告掲載の募集

広告掲載の募集は、水道部ホームページ又は広報誌により行う。

附 則

この要項は、平成18年12月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。